

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和3年2月18日)

開催日及び場所		令和2年12月11日(金曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室			
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 村中 剛士(公認会計士)			
審議対象期間		令和2年7月1日～令和2年9月30日			
審議対象案件		185件 うち、1者応札案件 73件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		9件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 5%) (抽出率 5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		件
			工事希望型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約		件	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		件
			簡易公募型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約	公募型プロポーザル		件
			簡易公募型プロポーザル		件
			標準型プロポーザル		件
			その他の随意契約		1件
	物品・役務等	一般競争		5件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		件	
		随意契約(企画競争・公募)		件	
		随意契約(その他)		件	
	(特記事項) 特になし				

	質問	回答
各委員からの意見・質問それに対する回答等	<p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1について入札参加者の5者中4者が予定価格より低い金額を入れている。予定価格の積算の際に見積もりをとったという話であったが、それでも低かったということは予定価格の積算に問題があったのか。次回から積算の仕方が変わってくるのか。 ・見積もりをとった2者は今回の入札に参加しているのか。 ・入札者の競争参加資格は「C又はD等級」とあるが、今回の事業者は等級が書かれていない。これは何か理由があるのか。 ・落札者の工事費内訳書を見ると間接工事費がゼロとなっているがこれは問題ないのか。他の事業者はこの間接工事費が見積もられているため落札者より入札金額が高くなったのではないのか。工事費内訳書の予定価格の積算でもここは139万円程度が想定されている。ここがゼロでもよいと前もってわかっていれば安く取れるのではないのか。 ・あとで事故などが起きた時、管理費を削ってそこに人を充てていなかったとなると問題ではないか。安い方をとるとするのは理解できるが、それが必ずしも安全面を保障できるわけではないと思う。 ・今回は2者から見積もりを取ったということだったが、2者を選ぶ決まり等はあるのか。 ・その実績のある事業者については等級も考えて選んでいるのか。事業者の規模が大きいほど間接費は多くかかるイメージがある。会社規模は考慮するのか。 ・見積もりをとる際には費用を払っているのか。ただでやってもらっているのか。 ・事業者としては取るつもりのない事業の見積もりにも時間も労力もかけたくない。見積もりをすることでアドバンテージにはならないのか。事業者は見積もりを提出しておかないと、この先にか不利があるのではないかと考えてしまう状況が出来る可能性もある。また、見積もりをどこの事業者にとったかというのは公開されるのか。 ・どこに見積もりを出したか公開されて目に触れることがなければ、特定の事業者のみに見積もり依頼をしていないという裏付けが出来ないのではないか。不利益があるように感じて出すのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この案件は1千万円以下の一般競争入札方式で最低価格をもって落札者としている。落札者は企業努力により直接工事費のみの工事費内訳となっており、結果としてこういう形になったが、予定価格の積算は妥当であると考えており、今後も積算方法を変える予定はない。 ・入札に参加することは可能であるが、今回は2者とも参加していない。 ・今回の落札者は、競争参加資格の「建築一式」の「C又はD等級」には登録されていないが、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事」の一般競争参加資格の認定は受けているためこのような表記となっている。 ・それだけ落札者の負担は大きくなるが、企業努力の中で、総合的に判断されて落札したのではないかと考えられる。 ・今回は一般競争入札であり、応札者が安全面等も考慮した入札価格であると考え、その最低価格をもって落札者となっている。 ・過去に事業の実績のある業者を選んでいる。 ・主に事業実績があるかどうかである。 ・見積料を支払うことはない。治山工事では、見積案内を送って、受注の意思がある事業者は実際に現地まで行って詳細に見積もる。また、案内を受けた事業者は見積もりを辞退することも可能である。 ・公開はされない。 ・契約後にオープンになるのは契約書のみである。見積もりに関して、この1件解体工事のすべてのパーツの見積もりを取る場合と、取り壊しのみを単価的に採用する場合がある。見積もりを出した者がすべての金額を知っているかどうかはわからない。こちらとしてもどの部分を使うかによって予定価格が変わる。例えば産廃処理費は公開されていて費用が決まっている。そういった場合は公開されている金額を採用する。

<p>•No.4については緊急随契で行っているが、緊急随契で実施する判断はどのようにしているのか。例えば、土砂崩れが起きて道を直さないといけない場合、住民の生活に直結しているとなると早急に直さなければならないため緊急性が高いということは理解できる。林道の一部などが崩れた場合、その影響を受けるのがごく少数の場合に緊急度が高いと言えるか言えないかの線引きはできるものなのか。</p> <p>•自然災害以外の場面で緊急随契が使われることはあるのか。</p> <p>•この制度を自然災害以外の場合に流用することは想定されているのか。</p> <p>•今回は4者から見積もりを取って予定価格の積算をとったということか。</p> <p>•緊急随契の中でも金額が決まっていてその中で安い事業者と契約をするということか。特命随契とは異なるということか。</p> <p>•今回金額が同じ事業者が2者あるが、応札者を選んだ理由等があったのか。</p> <p>•No.9の予定価格のところで品質基準価格が設定され、その金額に満たない場合は保留となる。今回基準価格より低い金額であるが、保留となったのか。</p> <p>•選ぶ途中の段階で保留となったということか。</p> <p>•今回は落札者ともう一者の入札金額が近く、どちらも自社で検査処理できる事業者であったということだったが、こういった場合、今度出すときは予定価格の積算が変わるのか。</p> <p>•No.1～4の方では調査基準価格は1千万円であるという話だったが、この予定価格は350万円であるが、今回の品質確保基準価格はあえて設定しているのか。</p> <p>•目的があって意図的に入れているということか。</p> <p>•検査体制を持っているかどうかを実際に確かめるのか。</p>	<p>•自然災害が発生した場合、復旧予算を確保するため早急に災害申請書類を取りまとめ本庁へ上申しているところ。この災害申請書類を作成するために外業調査や数量計算等を委託発注しているが、これを一般競争入札とすると40日程度かかり、災害申請までに時間を要するため、緊急的に随意契約し早急に現地調査に着手するようにしている。</p> <p>•治山では緊急性が伴う場合以外では行っていない。</p> <p>•適用条項を逸脱した緊急随契は出来ない。この適用条項に該当するかどうかを判断するため局内では入札・契約手続審査委員会を開催し判断している。</p> <p>•これは先ほどの予定価格を設定するための見積もりとは異なる。予め、予定価格を設定しており、その範囲内で低価格であるところと契約する。</p> <p>•そのとおりである。</p> <p>•1者はその後辞退した。この時期は災害復旧関係のコンサルタント業務が多く出ており、技術者不足で後から辞退されるケースや見積もりを辞退する事業者もある。</p> <p>•保留となった。履行体制のチェックなど、調査ができるかを確認し、そこは事業者が対応可能であったため落札となった。</p> <p>•そのとおりである。</p> <p>•今回の予定価格については見積もりではなく、市場価格から採用したものである。</p> <p>•これはダイオキシン検出の関係で、後から証明を出す必要もあることからあえて設定している。チェック体制が整っていないと品質管理が守れない。</p> <p>•そのとおりである。</p> <p>•聞き取り調査を行った。また会社が持っているダイオキシン検出の許可証を送ってもらい確認している。</p>	<p>•自然災害が発生した場合、復旧予算を確保するため早急に災害申請書類を取りまとめ本庁へ上申しているところ。この災害申請書類を作成するために外業調査や数量計算等を委託発注しているが、これを一般競争入札とすると40日程度かかり、災害申請までに時間を要するため、緊急的に随意契約し早急に現地調査に着手するようにしている。</p> <p>•治山では緊急性が伴う場合以外では行っていない。</p> <p>•適用条項を逸脱した緊急随契は出来ない。この適用条項に該当するかどうかを判断するため局内では入札・契約手続審査委員会を開催し判断している。</p> <p>•これは先ほどの予定価格を設定するための見積もりとは異なる。予め、予定価格を設定しており、その範囲内で低価格であるところと契約する。</p> <p>•そのとおりである。</p> <p>•1者はその後辞退した。この時期は災害復旧関係のコンサルタント業務が多く出ており、技術者不足で後から辞退されるケースや見積もりを辞退する事業者もある。</p> <p>•保留となった。履行体制のチェックなど、調査ができるかを確認し、そこは事業者が対応可能であったため落札となった。</p> <p>•そのとおりである。</p> <p>•今回の予定価格については見積もりではなく、市場価格から採用したものである。</p> <p>•これはダイオキシン検出の関係で、後から証明を出す必要もあることからあえて設定している。チェック体制が整っていないと品質管理が守れない。</p> <p>•そのとおりである。</p> <p>•聞き取り調査を行った。また会社が持っているダイオキシン検出の許可証を送ってもらい確認している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	